

無許可転載禁

シートを作って定年後の収入を「見える化」する

●定年後の「収入ダウンの崖」とは

定年後は収入が大幅にダウンするのが一般的。ですから、退職後の生活設計を立てる際、最初に取り組みたいのが定年後の収入見込みを明らかにすることです。今回はシートを使って、定年後収入の「見える化」作業を解説します。

定年以降は、まるで「崖」から落ちるように収入がダウンする時期が2回あり、私はこれを「収入ダウンの崖」と呼んでいます。

最初の「崖」は定年時で多くの人は60歳です。再雇用制度を利用して働いたとしても、50代までと同じ額の給料を受け取れる人はほとんどいないのが現状。企業により異なりますが、年収300万円前後のケースが多数です。

2回目の「崖」は、年金生活に入る65歳。公的年金の額も人により異なりますが、厚生労働省のモデル額は、40年間サラリーマンだった男性で年200万円くらいです(老齢厚生年金+老齢基礎年金)。現役時代の給与が若い頃からずっと高かった人で年240万円前後となります。

配偶者のいる人は、配偶者の年金も合わせた金額が世帯年収です。専業主婦の期間が長かった妻の場合、年金額は「老齢基礎年金+α(働いていたときの厚生年金)」で80万円前後が目安です。

●「小さな崖」を見逃さない

メインの収入の担い手の「給与」と「公的年金」だけでみると、「収入ダウンの崖」は60歳と65歳の2回ですが、その他に企業年金や個人年金があると、世帯収入は数年ごとに細かく変化します。

さらに夫と妻の年金受給開始年齢が違えば、細かい収入の変化があります。

下表の例で見てみましょう。夫が勤務する会社では、60歳から10年間受け取れる「第1企業年金」と65歳から10年間受け取れる「第2企業年金」があります。

妻は4歳年下で、60歳から10年間個人年金の収入があり、公的年金は本人が65歳、夫が69歳のときに受給がスタートします。

世帯収入を左から右へ見ていくと、

夫60歳、65歳時の「一般的な大きな崖」だけではなく、「小さな崖」もあることが見てとれます。

企業年金と個人年金とを両方受け取れる時期は、年金生活とは思えないほど収入が多いことがうかがえます。しかし、終身年金でない限り、いずれ受取期間は終了します。

完全リタイア後、収入が多い年に合わせた支出を続けていくと、公的年金だけになったときに支出のコントロールが難しくなるかもしれません。毎年の生活費は公的年金収入をベースにプランを立てるのが肝心です。海外旅行などまとまったお金が出ていくイベントは、その他の年金収入がある時期に予定を立てるといいでしょう。

定年以降の収入の「大きな崖」と「小さな崖」は、頭の中で考えていても整理がつかないもの。夫婦で情報を共有するためにも、紙に書き出す作業をすることをお勧めします。

その助けとなる「定年後の収入見える化シート」を考案しました。[生活設計塾クルーのHP](#)で、記入例と書き込みシートがセットになったPDFが無料ダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

(クルー 深田晶恵)

【定年後の収入見える化シート】

単位:万円

西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
夫の年齢	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
妻の年齢	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
トピックス	定年退職	再雇用/大きな崖					夫リタイア/大きな崖					小さな崖			小さな崖			
毎年の収入合計額(世帯)	900	460	460	460	460	520	409	409	409	409	450	390	390	390	330	280	280	
夫	給与収入 65歳まで	800	300	300	300	300												
	公的年金 終身						239	239	239	239	200	200	200	200	200	200	200	200
	企業年金(1) 10年間		60	60	60	60	60	60	60	60	60							
	企業年金(2) 10年間							50	50	50	50	50	50	50	50	50		
夫収入合計額	800	360	360	360	360	360	349	349	349	349	310	250	250	250	250	250	200	200
妻	パート収入 60歳まで	100	100	100	100	100												
	公的年金 終身										80	80	80	80	80	80	80	80
	民間個人年金 10年間						60	60	60	60	60	60	60	60	60			
妻収入合計額	100	100	100	100	100	160	60	60	60	60	140	140	140	140	140	80	80	80

※夫婦ともに1月1日生まれと仮定。夫の年金額239万円は配偶者加給年金を含む